

板橋ドローンフィールド

施設利用規約

本規約は予告なく変更する場合がありますので、

必ず最新情報(URL: [https:// mflp.mitsuifudosan.co.jp/itabashidf/](https://mflp.mitsuifudosan.co.jp/itabashidf/))をご確認ください。

第1条(目的)

1. 本規約は、三井不動産株式会社および日鉄興和不動産株式会社（以下、合わせて「事業者」という）が保有する、別添資料①に定める板橋ドローンフィールド(以下「板橋DF」という)において、ドローン用ネットフィールド、ドローンラウンジ（ドローンラウンジ内の貸会議室を含む。以下「ドローンラウンジ」という）および太陽光パネル上空等屋外飛行エリア（以下「屋外飛行エリア」という）を、安全かつ適切に利用していただくために必要な事項を定めたものです。
2. 板橋DFは、事業者が別途定める会員規約（以下、「会員規約」という）にて会員として認められたもの（以下、「会員」という）のみ板橋DFを利用することができるものとします。また、本規約に同意しない場合は、板橋DFを利用できません。
3. 会員および板橋DFの管理・運営は、事業者から委託を受けたブルーイノベーション株式会社（以下「施設管理者」という）が行っており、本規約において事業者が行うこととされている行為については施設管理者がこれを代わりに行うことがあります。なお、板橋DFに関する事業者と会員との間の連絡については、施設管理者を通して行うものとします。

第2条(利用の制限)

1. 本規約に定める板橋DFの利用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りです。以下に当てはまらない場合は、会員が事業者に提出する詳細計画書を確認の上、利用の可否を検討します。
 - (1) マルチコプターの試験飛行
 - (2) マルチコプターの操縦訓練
2. マルチコプター以外の機体（マルチコプターと合わせて、以下「マルチコプター等」という。）を使用する場合は、事業者の許可が必要です。

第3条(予約)

1. ドローン用ネットフィールドおよびドローンラウンジを利用しようとする方(以下、「利用者」という)は、板橋 DF サイト《<https://mflp.mitsuifudosan.co.jp/itabashidf/>》から会員登録後、予約専用サイト「[workhub](#) (以下「施設予約サイト」という)にて利用申込みを行って頂きます。
2. 前項に定める利用申込みは、利用希望日の6週間前より可能になります。
3. 第1項に定める利用予約は、施設予約サイトからの登録で成立します。
4. ドローン用ネットフィールドおよびドローンラウンジ以外の屋外飛行エリアを利用する場合には、前三項は適用されないものとし、別途定める個別の予約方法(メール対応)にて申し込みを行って頂きます。
5. 第3項または第4項に基づき利用予約を完了した利用者は、利用日の3日前までに「板橋 DF_施設利用情報提出様式」および屋外飛行エリアの利用者に限り「施設利用誓約書」(以下あわせて「提出書類」という。)をご提出いただきます。提出書類は施設予約登録完了後に送付される、施設予約受付完了メールに記載の URL からダウンロードし、提出書類に必要事項記入の上、同 URL からご提出いただきます。書類が揃わない場合は、当日の利用ができませんのでご注意ください。
6. 第1項または第4項の所定の手続き以外の方法による利用申込みは、一切の効力を有さないものとし、これによって利用者を生じる損害について事業者および施設管理者は一切の責任を負いません。

第4条(利用料金の支払い)

1. 板橋 DF の利用料金は、「板橋ドローンフィールド 施設紹介」《<https://mflp.mitsuifudosan.co.jp/itabashidf/facility/>》をご参照ください。
2. 利用料金の支払い方法については、施設予約サイト上であらかじめ登録されたクレジットカードによるオンライン決済のみとします。

第5条(申し込み内容変更)

1. 申込内容を変更する場合は、利用者は施設予約サイト内の予約履歴からキャンセルを

選択することにより、キャンセルの手続きを行うものとします。

2. キャンセルの期限を過ぎた内容変更には対応いたしかねますのでご注意ください。詳しくは「板橋ドローンフィールド キャンセルポリシー」
<https://mflp.mitsuifudosan.co.jp/itabashidf/images/common/cancel.pdf> をご参照ください。

第6条（会員情報の取扱い）

事業者は、会員による入会手続きに際して取得した情報および板橋 DF の利用に際して施設予約システムを通じて取得した情報その他板橋 DF に関連して事業者が提供する一切のサービス（以下「板橋 DF サービス」という。）に関連して会員から取得した個人情報（以下「利用情報」という）を、以下の目的で利用します。事業者は、個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて利用情報を利用することはありません。

- (1) アカウントの発行、利用管理、その他板橋 DF サービスその他の会員に対する各種サービスの提供のため
- (2) 板橋 DF の施設利用時の本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、代金決済その他取引遂行のため
- (3) 各種施設予約管理、会員情報の管理、施設の運営・管理の対応のため
- (4) お問い合わせ対応のため
- (5) イベント情報およびメールマガジン等のサービスご案内のため
- (6) 新しいサービスのマーケティング調査、統計、分析、開発のため

<例として、以下の利用目的が含まれます。>

- ・新規事業の企画、新商品の開発、既存サービスの改善（会員組織において提供するサービスを含む）
- ・アンケートの実施
- ・顧客動向分析
- ・販売促進活動の効果検証、販売促進計画の策定

(7) 警備、緊急事態への対応、不正対策のため

(8) 商品およびサービスの紹介ならびに各種情報および特典の提供のため

<例として、以下の利用目的が含まれます。>

- ・各種セミナー、キャンペーンおよびイベントの案内※
- ・広告配信事業者を利用した行動ターゲティング広告（取得した閲覧履歴やサービス利用履歴等の情報を分析し、お客様の属性、ご興味およびご関心を推定して出稿内容を変える広告手法）の配信※
- ・クーポンその他サービス利用時の割引の提供
- ・販売促進活動の効果検証、販売促進計画の策定

※事業者が取得したお取引履歴等の情報を分析し、お客様の属性、ご興味およびご関心等を推定した上での案内を含みます。

※上記の情報の案内、配信および提供は電話または封書葉書等の送付もしくはメールマガジン、ダイレクトメール等により行います。

(9) その他、サービス提供を適切かつ円滑に履行するため

(10) 上記利用目的の達成にあたり第三者に提供するため

第7条（会員情報の第三者提供）

事業者は、法令の規定に基づく場合のほか、前条に記載した利用目的の達成に必要な範囲で、利用情報を事業者および事業者のグループ各社、サービス提供会社などの第三者に提供することがあります。

第8条（開始および終了受付）

1. 板橋 DF を利用する場合には、利用者は、1F 南側のドローンラウンジ前にお立ち寄り頂き、施設管理者スタッフによる開始受付手続きを行うものとします。
2. 板橋 DF の利用を終了する場合には、利用者は、利用終了時刻の 10 分前には利用場所の原状回復を行うものとし、利用終了時刻までに施設管理者スタッフによる終了受付をもって利用終了とします。

第9条(開場・休場日・利用時間)

1. 利用者は、第三条に定める利用申込みをした時間枠内で板橋 DF を利用するものとします。
2. 利用時間には、利用に当たっての事前準備および利用終了に伴う原状回復を含むものとします。
3. 板橋 DF の休場日および開場時間については、施設予約サイト上に表示されるものとします。ただし、臨時的に変更することがあります。

第10条(安全管理)

1. 利用者は、板橋 DF の利用にあたり事業者の指示を遵守し、本規約掲載事項以外に関しても節度ある利用に努めてください。
2. 板橋 DF 利用中は、利用者の責任の下で防災、防犯等の安全管理を行うものとします。
3. 利用者は、安全のために非常時に備えて、板橋 DF における避難方法、防災設備の位置や利用方法等を事前に確認するものとします。
4. 事業者が安全管理のため必要だと判断した場合には、板橋 DF に事業者および施設管理者が立ち入ることができ、利用者はこのことを予め同意するものとします。
5. 利用者は、板橋 DF でマルチコプター等を飛行するに際し、国内の法令、自治体の条例および自治体が定める安全に関する指針を遵守し、近隣住民に対して十分に配慮しなければならないものとします。
6. 事業者は、利用者が板橋 DF の安全を害し、また事業者または他の利用者の迷惑となる行為をすると判断した場合は、利用を中止させることができます。
7. 利用者は、前各項に定める事項のほか、板橋 DF 利用中に設備の安全な利用を妨げる不測の事態（自然災害、事故、設備トラブル等を含むがこれに限られない。）が生じた場合には、事業者の指示に従うものとします。
8. 第3条に定める予約の申し込みに基づき利用が認められた板橋 DF 以外でのマルチコプター等の飛行は禁止とし、それ以外の区画においてマルチコプター等の飛行が確認された場合は、管理者は即時に利用を中止させることができるものとします。

9. 利用者は屋外飛行エリアでマルチコプター等を飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置しなければならないものとし、補助者が必要なケースにおいては、操縦者と補助者間で相互に安全確認を行う体制をとらなければならないものとし、なお必要な補助者の人数は事業者が別途定める「安全な利用のためのガイドライン」によるものとし、

第 11 条(運用方法)

1. 利用者は次の各号にしたがって板橋 DF を利用しなければならないものとし、
 - (1) 電波法および関連法規に定められた技術基準に適合する機器を使用すること。
 - (2) フライト毎に飛行前の事前点検・整備を行うこと。
 - (3) 緊急時の連絡、また事故発生時の対応を着実にすること。
 - (4) 第三者（利用者が同伴する操縦者、補助者は除く）を飛行可能エリアに立ち入らせないこと。

第 12 条(禁止事項)

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事業者は、当該利用者に板橋 DF の利用を禁じることができるものとし、これにより利用者に生じたいかなる損害についても、事業者は一切の責任を負わないものとし、
 - (1) 第 10 条および第 11 条に記載した運用方法を逸脱する運用を行った場合。
 - (2) 利用申込み時の利用目的と実際の利用内容が異なる場合。
 - (3) 利用申込み時の記入内容に偽りがあると事業者が判断した場合。
 - (4) 板橋 DF の管理上または風紀上好ましくないと事業者が合理的に判断した場合。
 - (5) 関係法令に反する場合または関係官公署の指示に反する場合。
 - (6) 事業者の許可なく、板橋 DF 内外で撮影、印刷物の配布、募金行為、宗教活動または政治活動等をした場合。
 - (7) 利用者による板橋 DF の利用が、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為または反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると事業者が合理的に判断した場合。

- (8) 板橋 DF へ危険物を持ち込んだ場合、または板橋 DF 内の建物、設備、備品等を汚損、破損、紛失した場合。
 - (9) 音、振動、臭気の発生等により、板橋 DF の周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合。
 - (10) 事業者からの注意に従わず、または本規約に違反すると事業者が合理的に判断した場合。
 - (11) 公序良俗に反する場合。
 - (12) 酒気を帯びた状態で入場した場合または板橋 DF 内で飲酒をした場合。
 - (13) たき火、その他火気を用いる行為を行った場合。
 - (14) 事業者および施設管理者による板橋 DF の管理行為および施設の運営を妨害した場合。
 - (15) 板橋 DF 内において法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、板橋 DF の利用を継続することによって事業者または施設管理者の信用が害されるおそれがある場合。
 - (16) その他、事業者が利用者として不相当と合理的に判断した場合。
2. 前項の定めにしたがい事業者が利用者による利用申込みを取り消した場合または利用を中止した場合であっても、事業者は既に受領した利用料金を一切返金する義務を負わないものとします。
3. 利用者が、事業者により板橋 DF の利用を取り消された場合、その損害については、事業者は一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者が第 1 項に違反したことにより事業者または施設管理者に損害が発生した場合は、利用者は板橋 DF 利用の前後にかかわらず、事業者または施設管理者が被った損害の賠償を行うものとします。

第 13 条(緊急対応)

1. 利用者は、板橋 DF 利用中にマルチコプター等の墜落事故を起こした場合には、必ず機体を回収するものとする。

2. 利用者は、板橋 DF 利用中にマルチコプター等の墜落事故を起こした場合には、事業者
に直ちに報告し、事後すみやかに事故現場の撮影記録、事故報告書を事業者に提出する
ものとする。
3. 利用者は、板橋 DF 利用中に火災事故が発生した場合には、常設の消火設備を使用して
すみやかに消火し、事業者に直ちに報告するものとし、必要に応じて消防へ直ちに連絡
するものとする。
4. 利用者は、板橋 DF 利用中に人身事故が発生した場合には、すみやかに負傷者の応急措
置を行い、必要に応じて病院へ搬送、また救急への連絡をとり、事業者へ報告するもの
とする。また、屋外飛行エリアにおいて事故（重傷以上の死傷、第三者の所有する物件
の損壊、航空機との衝突または接触）または、重大インシデント（軽傷者の発生、無人
航空機の制御が不能となった事態、飛行中に発火した事態、航空機との衝突または接触
のおそれがあったと認めた時）が発生した場合、国土交通大臣へ速やかに報告するもの
とする。

第 14 条(利用後の原状回復)

1. 板橋 DF の利用終了後、利用者は利用前と同等の状態になるよう原状回復を行うものと
します。
2. 板橋 DF の利用終了後、機体の消耗部品やごみ等は、全て利用者が責任を持って持ち帰
るものとします。残置物やごみ等の処理がなされず、事業者または施設管理者がその処
理を行った場合には、事業者または施設管理者は当該処理により発生した費用を利用者
に実費にて請求することができるものとし、利用者はその支払い義務を負うものとしま
す。

第 15 条(免責および損害賠償)

1. 利用者が板橋 DF の利用中に被った盗難被害、破損事故および人身事故については、事
業者および施設管理者施設管理者の責めに帰する事由がない限り、事業者および施設管
理者施設管理者は一切の責任を負わないものとします。
2. 利用者が板橋 DF の利用中に天候不良、天変地異、関係各省庁からの指導、その他事業
者および施設管理者の責に帰さない事由により板橋 DF の利用が中止された場合、その損
害については、事業者および施設管理者は一切の責任を負わないものとします。

3. 利用者が板橋 DF 内の建造物、設備、貸出備品を毀損、紛失させた場合には、利用者がその損害を全て賠償しなければならないものとします。
4. 利用者が、本規約に違反したことによって、事業者および施設管理者に損害が生じた場合は、利用者がその損害の全てを賠償しなければならないものとします。
5. 板橋 DF の利用中に利用者自身の都合で利用を取りやめる場合、事業者および施設管理者は既に受領した利用料金を一切返金する義務を負わないものとします。
6. 事業者および施設管理者の責に帰すべき事由（故意または重大な過失による場合を除く。）により、利用者に損害が発生した場合は、事業者は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。
7. 利用者が被った板橋 DF 外での事故等について、事業者および施設管理者は一切の責任を負わないものとします。

第 16 条(協議事項)

本規約に定めない事項または本規約の各条項の解釈について疑義を生じた場合、事業者および利用者は双方誠実に協議の上で、これを解決するものとします。

第 17 条(準拠法、合意管轄)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

付則

この利用規約は、2024 年 12 月 1 日から適用されます。